

新規申請者の申請書類

- ① 申請書(原本)
- ② 申請書(写し)
※都道府県に提出する場合(不動産取得税の軽減措置を受ける場合)に限ります。
- ③ チェックシート
- ④ 返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手を貼付して下さい。切手は、申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額としてください(最少枚数でも140円必要です)。)
※都道府県経由での申請となる場合には、④返信用封筒に加えて、転送用封筒(提出先省庁を宛名に記載したもの)を併せて提出してください。

※2020年12月28日から、上記申請様式において押印が廃止となりました。

◆設備投資について税制措置を受ける場合

1. 経営強化税制A類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑤工業会等による証明書(写し)
2. 経営強化税制B～D類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑥投資計画の確認申請書(写し)
⑦経済産業局の確認書(写し)

※発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付が必要です。報告書の様式については、以下の中小企業庁のウェブサイト(申請書様式類)をご確認ください。作成方法については、経営力向上計画策定の手引きのP. 16を御覧ください。

◆事業承継等について税制措置を受ける場合

- 上記①～④に加え以下の書類
- ⑧ 事業承継等に係る契約書(又はそのドラフト)
 - ⑨ 事業承継等に係る誓約書
 - ⑩ 被承継者が特定許認可等を受けていることを証する書面
※許認可承継の特例を受ける場合に限ります。
 - ⑪ 貸借対照表・損益計算書
※事業承継等に必要な資金に関して、経営者の個人保証を不要とする中小企業信用保険法の特例による金融支援を受ける場合に限ります。
 - ⑫ 事業承継等事前調査チェックシート
※事業承継等事前調査に関する事項を記載する場合(中小企業事業再編投資損失準備金または経営強化税制D類型の活用を希望する場合等)に限ります。

申請書様式類については以下をご覧ください。

申請書様式類－申請手続関係書類等(中小企業庁のウェブサイト)

< <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#shinseitudoku> >

申請書記載例

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#kisairei>>

事業分野別指針及び基本方針

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>>

経営力向上計画策定の手引き

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf>